

大阪府高齢者住まいの質の向上に関する検討部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会規則第9条の規定に基づき、大阪府高齢者計画に関する専門事項の分析・検討を目的として、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会（以下、「審議会」という。）の下に設置する、大阪府高齢者住まいの質の向上に関する検討部会（以下、「検討部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討部会は次の事項について検討し、審議会に対し意見及び報告を行う。

- (1) 府内における高齢者住まいの状況把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- (2) 高齢者住まいの効果的・効率的な指導・監督体制の構築
- (3) 高齢者住まいのあり方や期待する役割等
- (4) その他、部会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討部会の委員は、審議会に属する委員及び次に掲げる者のうちから、審議会会長が選出する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他

2 部会長が必要と認めるときは、検討部会の委員以外の者をオブザーバーとして検討部会に参加させることができる。

(部会長等)

第4条 検討部会に部会長を置き、当該検討部会に属する委員のうちから、互選により選出する。

2 部会長は検討部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、委員の中から部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 検討部会については、部会長が招集し、開催する。

2 部会長が必要と認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者について、検討部会への出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

(審議会への報告)

第6条 部会長は、検討部会の検討結果を審議会に報告する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討部会の委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

2 オブザーバー及び第5条第2項に規定する者(以下「オブザーバー等」という。)の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。ただし、オブザーバー等のうち地方公共団体に属する職員である者に対しては支給しない。

(事務局)

第8条 検討部会の事務局は、福祉部高齢介護室に置く。

(廃止)

第9条 検討部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 当該検討部会における第2条の所掌事務が終了したとき
- (2) 審議会で検討部会廃止の決議がなされたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。